

新旧対照表（貯金規定）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>当座勘定規定</b></p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等)            (1)～(2) (省略)            (3) この規定および<u>末尾記載</u>の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>18～29. (省略)</p> <p>30. (休眠預金等活用法に係る異動事由)            当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。            ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除<u>き</u>ます。）            ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）            ③ 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）            A 公告の対象となる貯金であるかの該当性            B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地            ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと            ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる顧客情報の変更があったこと            A 取引店舗の変更            B 相続等による口座名義人の変更</p> <p>31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)            (1) (省略)            (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。            ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u>            ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u>            ③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>32～33. (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>当座勘定規定</b></p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等)            (1)～(2) (省略)            (3) この規定および<u>別に定める</u>手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>18～29. (省略)</p> <p>30. (休眠預金等活用法に係る異動事由)            当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。            ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除<u>く</u>。）            ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）            ③ 貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）            A 公告の対象となる貯金であるかの該当性            B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地            ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと            ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる顧客情報の変更があったこと            A 取引店舗の変更            B 相続等による口座名義人の変更</p> <p>31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)            (1) (省略)            (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。            ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（<u>追加</u>）            当該支払停止が解除された日（<u>追加</u>）            ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（<u>追加</u>）            当該手続が終了した日（<u>追加</u>）            ③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）（<u>追加</u>）            当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日（<u>追加</u>）</p> <p>32～33. (省略)</p>

改正後	改正前
以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u>	以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u>
<p style="text-align: center;"><b>普通貯金規定</b></p> <p>1～9. (省略)</p> <p>10. (印鑑照合等)        払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>次条</u>により補てんを請求することができます。</p> <p>11. (盗難通帳による払戻し等)        (1) (省略)        (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を<u>前</u>条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失(重過失を除く。)があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。        (3)～(7) (省略)</p> <p>12～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)        当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動事由として取り扱います。        ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除<u>きます</u>。)        ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りま<u>す</u>。)        ③ 貯金者等(<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等とい</u>います。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りま<u>す</u>。)        A 公告の対象となる貯金であるかの該当性        B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地        ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと        ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと        A キャッシュカードの発行(再発行含む)および返却、暗証番号の変更        B 取引店舗の変更        C 相続等による口座名義人の変更</p>	<p style="text-align: center;"><b>普通貯金規定</b></p> <p>1～9. (省略)</p> <p>10. (印鑑照合等)        払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>第10条</u>により補てんを請求することができます。</p> <p>11. (盗難通帳による払戻し等)        (1) (省略)        (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を<u>第9条</u>本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失(重過失を除く。)があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。        (3)～(7) (省略)</p> <p>12～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)        当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動事由として取り扱います。        ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除<u>く</u>。)        ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りま<u>す</u>。)        ③ 貯金者等(<u>追加</u>)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りま<u>す</u>。)        A 公告の対象となる貯金であるかの該当性        B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地        ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと        ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと        A キャッシュカードの発行(再発行含む)および返却、暗証番号の変更        B 取引店舗の変更        C 相続等による口座名義人の変更</p>

改正後	改正前
<p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。</p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。</p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</p> <p>19～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u>  <span style="float: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></span></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u>  <span style="float: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></span></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、） <u>(追加)</u>  <span style="float: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></span></p> <p>18～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>

教育資金贈与税非課税措置に関する特約	教育資金贈与税非課税措置に関する特約
<p>1. (特約の適用範囲)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <p>① 貯金者が口座開設時点において30歳未満であること</p> <p>② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること</p> <p>③ 貯金者が前号の契約にもとづき平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること</p> <p>④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（平成31年4月1日以後の贈与について適用）</p> <p>⑤ 教育資金非課税申告書において、教育資金非課税措置の適用を受ける金額として1,500万円を超える金額が記載されていないこと</p> <p>⑥ 貯金者が教育資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した教育資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く）</p> <p>⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の教育資金とすることが予定されていること</p> <p>⑧ 貯金者が教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を提出すること</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2～3. (省略)</p>	<p>1. (特約の適用範囲)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <p>① 貯金者が口座開設時点において30歳未満であること</p> <p>② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること</p> <p>③ 貯金者が前号の契約にもとづき平成25年4月1日から令和3年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること</p> <p>④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（平成31年4月1日以後の贈与について適用）</p> <p>⑤ 教育資金非課税申告書において、教育資金非課税措置の適用を受ける金額として1,500万円を超える金額が記載されていないこと</p> <p>⑥ 貯金者が教育資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した教育資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く）</p> <p>⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の教育資金とすることが予定されていること</p> <p>⑧ 貯金者が教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を提出すること</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2～3. (省略)</p>

改正後	改正前
<p><b>4. (贈与者死亡時の定め)</b>  第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内 <u>(令和3年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)</u> に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内 <u>(令和3年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)</u> に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません <u>(平成31年4月1日以後の贈与について適用)</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該貯金者が23歳未満である場合</li> <li>② 当該貯金者が学校等に在学している場合</li> <li>③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合</li> </ul> <p><b>5～15. (省略)</b></p> <p><b>16. (特約の変更)</b>  (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の <u>規定</u> に基づいて変更するものとします。  (2) (省略)</p> <p><b>17. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p><b>4. (贈与者死亡時の定め)</b>  第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内 <u>(追加)</u> に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内 <u>(追加)</u> に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません <u>(追加)</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該貯金者が23歳未満である場合</li> <li>② 当該貯金者が学校等に在学している場合</li> <li>③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合</li> </ul> <p><b>5～15. (省略)</b></p> <p><b>16. (特約の変更)</b>  (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の <u>特約</u> に基づいて変更するものとします。  (2) (省略)</p> <p><b>17. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約</b></p> <p><b>1. (特約の適用範囲)</b>  (1) (省略)  (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 貯金者が口座開設時点において20歳 <u>(令和4年4月1日からは18歳)</u> 以上50歳未満であること</li> <li>② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を本店に提示すること</li> <li>③ 貯金者が前号の契約にもとづき平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること</li> <li>④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（平成31年4月1日以後の贈与について適用）</li> <li>⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと</li> <li>⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く）</li> <li>⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約</b></p> <p><b>1. (特約の適用範囲)</b>  (1) (省略)  (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 貯金者が口座開設時点において20歳 <u>(追加)</u> 以上50歳未満であること</li> <li>② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を本店に提示すること</li> <li>③ 貯金者が前号の契約にもとづき平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること</li> <li>④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（平成31年4月1日以後の贈与について適用）</li> <li>⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと</li> <li>⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く）</li> <li>⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること</li> </ul>

改正後	改正前
<p>⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること (3) (省略)</p> <p>2～15. (省略)</p> <p>16. (特約の変更) (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>規定</u>に基づいて変更するものとします。 (2) (省略)</p> <p>17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること (3) (省略)</p> <p>2～15. (省略)</p> <p>16. (特約の変更) (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>特約</u>に基づいて変更するものとします。 (2) (省略)</p> <p>17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>

成年後見支援貯金に関する特約	成年後見支援貯金に関する特約
<p>1～7. (省略)</p> <p>8. (手数料) この貯金口座の<u>開設、維持・管理に係る費用</u> (定期金交付目的で定時自動送金を利用する場合を<u>含みます。</u>) <u>として</u>、「指示書」記載の交付金額とは別に、当組合所定の取扱手数料および振込手数料を、振込みの都度、この貯金口座から引落しするものとします。</p> <p>9～11. (省略)</p> <p>12. (特約の変更) (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>規定</u>に基づいて変更するものとします。 (2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>1～7. (省略)</p> <p>8. (手数料) この貯金口座<u>について</u>、定期金交付目的で定時自動送金を利用する場合 <u>(追加)</u>、「指示書」記載の交付金額とは別に、当組合所定の取扱手数料および振込手数料を、振込みの都度、この貯金口座から引落しするものとします。</p> <p>9～11. (省略)</p> <p>12. (特約の変更) (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>特約</u>に基づいて変更するものとします。 (2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>

総合口座取引規定	総合口座取引規定
<p>1～11. (省略)</p> <p>12. (印鑑照合等) この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された</p>	<p>1～11. (省略)</p> <p>12. (印鑑照合等) この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された</p>

改正後	改正前
<p>印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>次</u>条により補てんを請求することができます。</p> <p><b>13. (盗難通帳による払戻し等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を<u>前</u>条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失(重過失を除く)があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p> <p><b>14～22. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>第12</u>条により補てんを請求することができます。</p> <p><b>13. (盗難通帳による払戻し等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を<u>第11</u>条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失(重過失を除く)があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p> <p><b>14～22. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>営農貯金規定</b></p> <p><b>1～15. (省略)</b></p> <p><b>16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除<u>きます</u>。)</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りま<u>す</u>。)</p> <p>③ 貯金者等(<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等とい</u>います。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りま<u>す</u>。)</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行(再発行含む)および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p>	<p style="text-align: center;"><b>営農貯金規定</b></p> <p><b>1～15. (省略)</b></p> <p><b>16. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除<u>く</u>。)</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りま<u>す</u>。)</p> <p>③ 貯金者等(<u>追加</u>)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りま<u>す</u>。)</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行(再発行含む)および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p>

改正後	改正前
<p>17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。</p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。</p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</p> <p>18～19. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>17. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p>当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p>当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>(追加)</u></p> <p>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>18～19. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">こども貯金規定</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる顧客情報の変更があったこと</p> <p>A 取引店舗の変更</p> <p>B 相続等による口座名義人の変更</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">こども貯金規定</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除く。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる顧客情報の変更があったこと</p> <p>A 取引店舗の変更</p> <p>B 相続等による口座名義人の変更</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。</p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。</p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u>  <span style="float: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></span></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u>  <span style="float: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></span></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）<u>(追加)</u>  <span style="float: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></span></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>普通貯金無利息型（決済用）規定</b></p> <p>1～9. (省略)</p> <p>10. (印鑑照合等)        払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>次</u>条により補てんを請求することができます。</p> <p>11. (盗難通帳による払戻し等)        (1) (省略)        (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を<u>前</u>条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。        (3)～(7) (省略)</p> <p>12～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)        当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。        ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動が</p>	<p style="text-align: center;"><b>普通貯金無利息型（決済用）規定</b></p> <p>1～9. (省略)</p> <p>10. (印鑑照合等)        払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>第10</u>条により補てんを請求することができます。</p> <p>11. (盗難通帳による払戻し等)        (1) (省略)        (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を<u>第9</u>条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。        (3)～(7) (省略)</p> <p>12～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)        当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。        ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動が</p>

改正後	改正前
<p>あったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除<u>きます</u>。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</p> <p>③ 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p> <p>18.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日<u>。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>19～20.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>（令和3年4月1日現在）</u></p>	<p>あったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除<u>く</u>。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</p> <p>③ 貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p> <p>18.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（<u>追加</u>） 当該支払停止が解除された日（<u>追加</u>）</p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（<u>追加</u>） 当該手続が終了した日（<u>追加</u>）</p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）（<u>追加</u>） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日（<u>追加</u>）</p> <p>19～20.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>（令和2年4月1日現在）</u></p>
<p style="text-align: center;">総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p> <p>1～11.（省略）</p> <p>12.（印鑑照合等）</p> <p>この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、</p>	<p style="text-align: center;">総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p> <p>1～11.（省略）</p> <p>12.（印鑑照合等）</p> <p>この取引において払戻請求書、定期貯金解約申込書、定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、</p>

改正後	改正前
<p>盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>次</u>条により補てんを請求することができます。</p> <p>13. (盗難通帳による払戻し等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を<u>前</u>条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p> <p>14～20. (省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（<u>休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指します。</u>）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>22. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和 3 年 4 月 1 日現在)</u></p>	<p>盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>第 12</u>条により補てんを請求することができます。</p> <p>13. (盗難通帳による払戻し等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を<u>第 11</u>条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p> <p>14～20. (省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（<u>追加</u>）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>22. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和 2 年 4 月 1 日現在)</u></p>

貯蓄貯金規定	貯蓄貯金規定
<p>1～10. (省略)</p> <p>11. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>次</u>条により補てんを請求することができます。</p> <p>12. (盗難通帳による払戻し等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの</p>	<p>1～10. (省略)</p> <p>11. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>第 11</u>条により補てんを請求することができます。</p> <p>12. (盗難通帳による払戻し等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの</p>

改正後	改正前
<p>額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p> <p>13～17. (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p> <p>19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>20～21. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第10条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p> <p>13～17. (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除く。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</p> <p>③ 貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p> <p>19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（<u>追加</u>） 当該支払停止が解除された日（<u>追加</u>）</p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（<u>追加</u>） 当該手続が終了した日（<u>追加</u>）</p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）（<u>追加</u>） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日（<u>追加</u>）</p> <p>20～21. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>納税準備貯金規定</b></p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる顧客情報の変更があったこと</p> <p>A 取引店舗の変更</p> <p>B 相続等による口座名義人の変更</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>19～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>納税準備貯金規定</b></p> <p>1～16(省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除く。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ 貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる顧客情報の変更があったこと</p> <p>A 取引店舗の変更</p> <p>B 相続等による口座名義人の変更</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（<u>追加</u>） 当該支払停止が解除された日（<u>追加</u>）</p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（<u>追加</u>） 当該手続が終了した日（<u>追加</u>）</p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）（<u>追加</u>） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日（<u>追加</u>）</p> <p>19～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>

## 出資予約貯金規定

## 1～14. (省略)

## 15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる顧客情報の変更があったこと
  - A 取引店舗の変更
  - B 相続等による口座名義人の変更

## 16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
  - ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
  - ③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

## 17～18. (省略)

以上  
(令和3年4月1日現在)

## 出資予約貯金規定

## 1～14. (省略)

## 15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除く。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③ 貯金者等（追加）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる顧客情報の変更があったこと
  - A 取引店舗の変更
  - B 相続等による口座名義人の変更

## 16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（追加）  
当該支払停止が解除された日（追加）
  - ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（追加）  
当該手続が終了した日（追加）
  - ③ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）（追加）  
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日（追加）

## 17～18. (省略)

以上  
(令和2年4月1日現在)















## 自動継続大口定期貯金規定

1～11. (省略)

## 12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

## 13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
    - A 第12条に掲げる異動事由
    - B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
  - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

14～15. (省略)

以 上  
(令和3年4月1日現在)

## 自動継続大口定期貯金規定

1～11. (省略)

## 12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除く。）
- ② 貯金者等（追加）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

## 13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
    - A 第12条に掲げる異動事由
    - B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（追加）  
当該支払停止が解除された日 (追加)
  - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（追加）  
当該手続が終了した日 (追加)
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）（追加）  
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 (追加)

14～15. (省略)

以 上  
(令和2年4月1日現在)

## 期日指定定期貯金規定

1～11. (省略)

## 12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

## 13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
    - A 第12条に掲げる異動事由
    - B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
  - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

14～15. (省略)

以上

(令和3年4月1日現在)

## 期日指定定期貯金規定

1～11. (省略)

## 12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除く。）
- ② 貯金者等（追加）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
  - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
  - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

## 13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
  - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
    - A 第12条に掲げる異動事由
    - B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
  - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（追加）  
当該支払停止が解除された日（追加）
  - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（追加）  
当該手続が終了した日（追加）
  - ⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）（追加）  
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日（追加）

14～15. (省略)

以上

(令和2年4月1日現在)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>自動継続期日指定定期貯金規定</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p><b>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p> <p><b>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上  <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続期日指定定期貯金規定</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p><b>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除く。）</p> <p>② 貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p> <p><b>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（<u>追加</u>）  <span style="float: right;">当該支払停止が解除された日（<u>追加</u>）</span></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（<u>追加</u>）  <span style="float: right;">当該手続が終了した日（<u>追加</u>）</span></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）（<u>追加</u>）  <span style="float: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日（<u>追加</u>）</span></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上  <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p><b>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p><b>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上  <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p><b>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除く。）</p> <p>② 貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p><b>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第13条に掲げる異動事由  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（<u>追加</u>）  <span style="float: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></span></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（<u>追加</u>）  <span style="float: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></span></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）（<u>追加</u>）  <span style="float: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></span></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上  <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>











## 定期積金規定

## 1～14. (省略)

## 15. (印鑑照合)

定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、積金契約者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

## 16. (盗難通帳・証書による払戻し等)

- (1) (省略)
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息相当額ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、積金契約者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)～(7) (省略)

## 17～19. (省略)

## 20. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 積金契約者等（休眠預金等活用法第2条第3項に預金者等として定義される積金契約者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下積金契約者等といいます。）から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
  - A 公告の対象となる積金であるかの該当性
  - B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 積金契約者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 積金契約者等からの申し出にもとづく次に掲げる顧客情報の変更があったこと
  - A 取引店舗の変更
  - B 相続等による口座名義人の変更

## 21. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各

## 定期積金規定

## 1～14. (省略)

## 15. (印鑑照合)

定期積金解約申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、積金契約者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、第15条により補てんを請求することができます。

## 16. (盗難通帳・証書による払戻し等)

- (1) (省略)
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息相当額ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第14条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、積金契約者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)～(7) (省略)

## 17～19. (省略)

## 20. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除く。）
- ② 積金契約者等（追加）から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
  - A 公告の対象となる積金であるかの該当性
  - B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 積金契約者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 積金契約者等からの申し出にもとづく次に掲げる顧客情報の変更があったこと
  - A 取引店舗の変更
  - B 相続等による口座名義人の変更

## 21. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) (省略)
- (2) 第1項第2号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各

改正後	改正前
<p>号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。</p> <p>③ この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。</p> <p>④ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</p> <p>22～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u> 当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>③ この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u> 当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>④ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） <u>(追加)</u> 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>22～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>

積立式定期貯金規定	積立式定期貯金規定
<p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと</p> <p>A 自動継続貯金の継続中止登録</p> <p>B 貯金種類（エンドレス型・満期型・年金型）の変更</p> <p>C 積立期間および据置期間の変更</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p>	<p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除く。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと</p> <p>A 自動継続貯金の継続中止登録</p> <p>B 貯金種類（エンドレス型・満期型・年金型）の変更</p> <p>C 積立期間および据置期間の変更</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p>

改正後	改正前
<p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>16～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第14条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u> 当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u> 当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）<u>(追加)</u> 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>16～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;">一般財形貯金規定 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">一般財形貯金規定 (省略)</p>
<p style="text-align: center;">財形年金貯金規定 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">財形年金貯金規定 (省略)</p>
<p style="text-align: center;">財形住宅貯金規定 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">財形住宅貯金規定 (省略)</p>
<p style="text-align: center;">通知貯金規定</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p>	<p style="text-align: center;">通知貯金規定</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除く。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p>

改正後	改正前
<p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 預入期間、計算期間または償還期間の末日</p> <p>② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p>A 第12条に掲げる異動事由</p> <p>B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、</p> <p>③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u> 当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u> 当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）<u>(追加)</u> 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;">譲渡性貯金規定 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">譲渡性貯金規定 (省略)</p>
<p style="text-align: center;">退職者向け定期貯金「みのり」規定 (自動継続スーパー定期貯金&lt;単利型&gt;)</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除<u>きます</u>。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p>	<p style="text-align: center;">退職者向け定期貯金「みのり」規定 (自動継続スーパー定期貯金&lt;単利型&gt;)</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除<u>く</u>。）</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p>

改正後	改正前
<p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地  ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと  ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)  (1) (省略)  (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。  ① (省略)  ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日  A 第12条に掲げる異動事由  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、<u>ます。</u>  ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u>  ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u>  ⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、<u>ます。</u>）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;"><u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地  ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと  ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)  (1) (省略)  (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。  ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）  ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日  A 第12条に掲げる異動事由  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、<u>ます。</u>  ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u>  <span style="float: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></span>  ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u>  <span style="float: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></span>  ⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、<u>ます。</u>）<u>(追加)</u>  <span style="float: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></span></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;"><u>(令和2年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>退職者向け定期貯金「みのり」規定  (自動継続大口定期貯金)</b></p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。  ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除き<u>ます。</u>）  ② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、<u>ます。</u>）</p>	<p style="text-align: center;"><b>退職者向け定期貯金「みのり」規定  (自動継続大口定期貯金)</b></p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。  ① 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除く。）  ② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、<u>ます。</u>）  A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p>

改正後	改正前
<p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地  ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと  ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)  (1) (省略)  (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。  ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）  ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日  A 第12条に掲げる異動事由  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、<u>当該支払停止が解除された日。</u>  ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u>  ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u>  ⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u>）</p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上  <u>(令和3年4月1日現在)</u></p>	<p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地  ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと  ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)  (1) (省略)  (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。  ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあっては、初回満期日）  ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日  A 第12条に掲げる異動事由  B 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、<u>当該支払停止が解除された日 (追加)</u>  ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u>  <u>当該支払停止が解除された日 (追加)</u>  ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u>  <u>当該手続が終了した日 (追加)</u>  ⑤ 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 (追加)</u>）</p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上  <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>

附則（指（相）第172号）  
（実施日）

この規定は、令和3年4月1日から実施する。